

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	九州財務局長
【提出日】	平成29年 5月26日
【会社名】	平田機工株式会社
【英訳名】	HIRATA Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平田 雄一郎
【本店の所在の場所】	熊本県熊本市北区植木町一木111番地
【電話番号】	096 - 272 - 0555（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長兼IR・広報担当 藤本 靖博
【最寄りの連絡場所】	熊本県熊本市北区植木町一木111番地
【電話番号】	096 - 272 - 5558
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長兼IR・広報担当 藤本 靖博
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,352,174,000円 （注）募集金額は、発行価額の総額であり、平成29年5月19日 （金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株 式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	237,800株	完全議決権株式であり株主の権利に特に制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成29年5月26日(金)開催の取締役会決議によります。

2. 上記発行数は、平成29年5月26日(金)開催の取締役会において決議された第三者割当による自己株式の処分に係る募集株式数であります。したがって、本募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘であります。

3. 本募集とは別に、平成29年5月26日(金)開催の取締役会において、自己株式の処分による当社普通株式1,000,000株の一般募集(以下「一般募集」という。)及び当社普通株式585,600株の売出し(以下(「引受人の買取引受による売出し」という。))を行うことを決議しております。また、一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から237,800株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。))を行う場合があります。

4. 本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社を割当先として行う第三者割当による自己株式の処分(以下「本件第三者割当自己株式処分」という。))であります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

5. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	237,800株	2,352,174,000	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	237,800株	2,352,174,000	-

（注）1．本募集は、前記「1 新規発行株式」（注）4．に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		みずほ証券株式会社	
割当株数		237,800株	
払込金額の総額		2,352,174,000円	
割当予定先の内容 （平成29年3月31日現在）	本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
	代表者の氏名	代表取締役社長 坂井 辰史	
	資本金の額	1,251億円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主及び持株比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 95.8%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当社の株式の数 （平成29年3月31日現在）	100,000株
	取引関係	一般募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社	
	人的関係	-	
当該株券の保有に関する事項		-	

- 後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のとおり、処分数が減少する、又は処分そのものが全く行われない場合があります。
- 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
- 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
- 発行価額の総額及び払込金額の総額は、平成29年5月19日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1.	(注)3.	100株	平成29年7月11日(火)	該当事項はあ りません。	平成29年7月12日(水)

(注)1. 発行価格(会社法上の払込金額。以下同じ。)については、平成29年6月5日(月)から平成29年6月7日(水)までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価格と同一の金額といたします。

2. 本件第三者割当自己株式処分においては全株式をみずほ証券株式会社に割当て、一般募集は行いません。

3. 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、発行価格は資本組入れされません。

4. みずほ証券株式会社は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の取得予定株式数につき申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権となります。

5. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

場所	所在地
平田機工株式会社 本社	熊本県熊本市北区植木町一木111番地

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社肥後銀行 本店営業部	熊本県熊本市中央区練兵町1番地

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,352,174,000	1,000,000	2,351,174,000

(注)1. 新規発行による手取金は本募集による自己株式の処分に係る手取金の額であり、発行諸費用の概算額は本募集による自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 払込金額の総額は、平成29年5月19日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

（２）【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限2,351,174,000円については、本件第三者割当自己株式処分と同日付をもって決議された一般募集の手取概算額9,883,400,000円と合わせた手取概算額合計上限12,234,574,000円について、工場建屋建設等の設備投資資金として平成30年3月期中に3,500百万円、平成31年3月期中に3,000百万円、平成32年3月期中に500百万円を充当し、平成30年3月期中に2,000百万円を短期借入金の返済資金の一部に充当し、残額を平成30年3月期中の運転資金（生産設備の大型受注に伴う部品購入費等）に充当する予定であります。また、上記手取金は、具体的な充当時期までは当社預金口座にて適切に管理いたします。

なお、当社グループの主な設備投資計画については、本有価証券届出書提出日現在、以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方 法	着手及び完了予定年月		完成後の増 加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社 熊本工場	熊本県熊本市	日本	工場建設	7,000,000	-	自己株式処 分資金	平成29年11月	平成32年3月	(注)2.
当社 熊本工場	熊本県熊本市	日本	加工機械等	291,000	-	自己資金、 借入金	平成29年4月	平成29年11月	(注)2.
当社 熊本工場	熊本県熊本市	日本	ソフトウェ アその他	426,000	215,000	自己資金、 借入金	平成27年4月	平成30年3月	(注)2.
当社 関東工場	栃木県宇都宮 市	日本	事務所・機 械装置新設 等	451,000	165,000	自己資金、 借入金	平成28年4月	平成29年12月	(注)2.
関係会社 タイハイテ クノス (株)	熊本県熊本市	日本	技術セン ター新設	300,000	-	自己資金、 借入金	平成29年4月	平成30年1月	(注)2.

(注)1. 金額には消費税等を含めておりません。

2. 当社グループは個別受注生産方法をとっており、多品種少量生産をおこなっておりますので、「完成後の増加能力」には具体的な数値を記載しておりません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

オーバーアロットメントによる売出し等について

当社は、平成29年5月26日（金）開催の取締役会において、本件第三者割当自己株式処分とは別に、当社普通株式1,000,000株の一般募集（一般募集）及び当社普通株式585,600株の売出し（引受人の買取引受による売出し）を行うことを決議しておりますが、一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から237,800株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。本件第三者割当自己株式処分は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主より借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために行われます。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成29年7月7日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当自己株式処分に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当自己株式処分における処分数の全部又は一部につき申込みが行われず、そ

の結果、失権により本件第三者割当自己株式処分における最終的な処分数とその限度で減少し、又は処分そのものが全
く行われない場合があります。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第65期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月24日九州財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第66期第1四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）平成28年8月12日九州財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第66期第2四半期（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）平成28年11月14日九州財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第66期第3四半期（自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日）平成29年2月13日九州財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成29年5月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年6月24日に九州財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成29年5月26日）までの間において変更及び追加が生じております。以下の内容は、当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については、_____ 罫を付しています。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下の「事業等のリスク」に記載された事項を除き本有価証券届出書提出日（平成29年5月26日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

事業等のリスク

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響をおよぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

また、文中における将来に関する事項の記載は、本書提出日（平成29年5月26日）現在において当社グループが判断したものです。

(1) 市場環境等の変化に係るリスク

当社グループは、自動車・半導体・家電関連企業およびそれ以外の多分野にわたる製品の生産企業から生産設備を受注しております。国内外の経済情勢の変動や顧客製品のライフサイクルが下降トレンドに入ること等によって、これら取引先企業の設備投資状況に変化があれば、当社グループの業績および財務状態に影響をおよぼす可能性があります。

また、当社の技術力は顧客から高い信頼を得ておりますが、仮に急激な技術革新の進歩に遅れるような事態が発生した場合、受注が確保できない恐れがあり当社グループの業績および財務状態に影響をおよぼす可能性があります。

(2) 法規制等に係るリスク

当社グループは、事業活動を展開するにあたり、種々の法規制に適切に対応するよう努めております。

しかし、特に海外での事業活動においては、行政当局等との法令解釈の相違等、意図せぬ形で違反行為を犯すリスクを完全には排除しきれません。違反行為との判断が下された場合、多額の費用負担の発生および企業イメージに悪影響を与える可能性があります。

また、新たな法規制等に対応するにあたり、多額の費用が発生する可能性があります。その結果、当社グループの業績および財務状態に影響をおよぼす可能性があります。

(3) 重要な訴訟の発生に係るリスク

知的財産権に係るリスク

当社グループが知的財産権を保有する製品等について、他社がその権利を侵害するリスクは常時存在し、それを完全に排除することは困難であります。同時に他社が保有する知的財産権を完全に把握することもまた困難であり、意図せずして当社グループが他社の権利を侵害する可能性も否定しきれません。当社では、知的財産権の保護および他社所有の権利侵害の防止に努めておりますが、損害賠償請求や当該知的財産権に基づく使用差止め等の訴訟が発生する可能性を無くすことはできず、訴訟の結果、敗訴となった場合、多額の費用負担の発生および企業イメージの悪化により、当社グループの業績および財務状態に影響をおよぼす可能性があります。

製造物責任に係るリスク

当社は、国際標準化機構（ISO）が定める品質管理基準に基づいて生産設備の生産をおこなっており、当該設備を使用する作業者の安全面についても、ハード・ソフトの両面において配慮に努めております。

しかし、機械の誤操作や誤作動等により、作業者の安全を完全には確保しきれない恐れがあり、瑕疵担保責任を追及される可能性を排除しきれません。

なお、当社は製造物責任賠償保険に加入しておりますが、事故の内容等によっては賠償額を十分に補填できない可能性があります。

その結果として、製造物責任訴訟等の訴訟発生の可能性があり、敗訴となった場合、多額の費用負担の発生および企業イメージの悪化により、当社グループの業績および財務状態に影響をおよぼす可能性があります。

(4) 情報管理に係るリスク

取引先等の機密情報については、社内規程の整備や従業員への教育等をおこなうことによって、情報漏洩の防止に努めております。また、社内LANへの不正アクセスを防止するシステムの導入を進めております。

しかし、強力なコンピュータ・ウィルスの侵入等、予期せぬ事態によって情報漏洩が起こる可能性を完全に否定することはできません。万が一、情報漏洩が起きた場合、多額の費用負担の発生および企業イメージの悪化により、当社グループの業績および財務状態に影響をおよぼす可能性があります。

(5) 環境問題に係るリスク

当社は、品質と共に、環境についても国際標準化機構が定める管理基準に基づいた生産活動をおこなっており、環境基本法等の関連法令を遵守して汚染物質の漏洩防止や廃棄物の減量等、環境負荷の低減に努めております。この取り組みの結果、現在までに、当社が周辺環境に対して重大な問題を生じさせたことは一切ありません。

しかし、恒久的に環境問題を発生させないとの保証はなく、それが生じた場合、多額の費用負担の発生および企業イメージの悪化により、当社グループの業績および財務状態に影響をおよぼす可能性があります。

(6) 為替相場変動によるリスク

当社は、海外企業との取引に際し、契約条件によっては米ドルもしくは現地通貨にて会計処理をおこなう場合があります。その結果、円換算時の為替レートにより、為替差損益が発生する場合があります。当社では、為替相場変動の影響を緩和する為、為替予約等によるリスクヘッジをおこなっておりますが、間接的な影響も含め、全ての影響を排除することは事実上不可能です。したがって、為替相場の変動が当社グループの業績および財務状態に影響をおよぼす可能性があります。

(7) 海外での事業活動に係るリスク

当社グループは、北米、欧州、アジアに子会社を置き、世界的な事業展開を推進しております。これらの子会社では、現地国の政治動向の急激な変化、予想しない法律または規制の変更、テロ・戦争等による社会的混乱等の影響を受ける可能性があり、その結果、当社グループの業績および財務状態に影響をおよぼす可能性があります。

(8) 労使関係に係るリスク

当社グループにおける労使関係は正常かつ円満に推移しております。しかし、将来において、特に海外の国または地域では、日本国内と異なる労使慣行の相違等により、予期せぬ労使関係の悪化、労働争議等が発生する可能性を否定できません。それが発生した場合、一部の子会社については事業展開に悪影響をおよぼす可能性があり、その結果、当社グループの業績および財務状態に影響をおよぼす可能性があります。

(9) 災害等に係るリスク

当社は、予期せぬ災害や大規模な事故発生等の問題が事業の継続を危うくするような事態を避けるために、事前に想定されるリスクを抽出し、そのリスクの防止、防衛、低減を図ることで事業継続、さらに顧客へのリスクを緩和すると共に短期間で事業回復を図るため、いわゆるBCP（事業継続計画）を設定し、災害等への対応に備えております。

平常時には、法規制に基づく設備の点検、危険物の適切な保管管理、消火設備の充実、避難・防災訓練、各種の安全教育活動、緊急用備蓄品の保管等を行うと共に、災害発生時には即時に対策本部の設置、緊急連絡、社員の安全確認等が行えるよう体制を整備しております。

熊本地震発生時にはこれらの対策が奏功し、被害を最小限に留めることができましたが、さらに想定を超える大規模な災害等が発生した場合には、工場設備や情報機器の損壊、電力・水道等インフラの停止、物流網の寸断等により事業活動の停止を余儀なくされる可能性があり、その場合、当社グループの業績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 財務制限条項に係るリスク

当社は平成29年3月末日現在、多通貨での借入および海外関係会社の安定した資金調達を目的として、銀行1行との間に総貸付極度額30億円のグローバル・コミットメントラインの契約を締結しております。平成29年3月末日の実行残高はありません。

同契約には、以下の財務制限条項が付されております。

国内借入人に関し、2015年3月期末日、およびそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を()2014年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の70%に相当する金額、または()直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の70%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

国内借入人に関し、2015年3月期末日、およびそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を2期連続して損失としないこと。

また、当社は平成29年3月末日現在、多通貨での安定した資金調達を目的として銀行1行との間に総貸付極度額15億円のコミットメントライン契約を締結しております。平成29年3月末日の実行残高は9億37百万円であります。

同契約には、以下の財務制限条項が付されております。

借入人は各年度決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、前年度決算期の末日における純資産の部の合計額の80%以上に維持すること。

借入人は各年度決算期の末日における借入人の連結の損益計算書において、営業損益を2期連続して損失としないこと。

さらに、当社は平成29年3月末日現在、資金調達の安定性を高めることを目的として、銀行2行を貸付人として、それぞれ総貸付極度額10億円と20億円のコミットメントライン契約（特定融資枠）を締結しております。平成29年3月末日現在の実行残高はそれぞれ2億円ずつであります。

上記の2つの契約には、以下の財務制限条項が付されております。

借入人は各年度の決算期における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額の70%以上に維持すること。

借入人の各年度の決算期に係る借入人の連結の損益計算書上の営業損益に関して、平成25年3月決算期以降、2期連続して損失を計上しないこと。

当社が仮に上記のコミットメントライン契約およびグローバル・コミットメントライン契約の制限条項に抵触し、上記の契約による融資を受けられなくなった場合でも、同契約以外での融資を受けられる環境にあり、ただちに資金繰りが逼迫する事態となる可能性は低いと考えております。

しかし、資金運用の効率性や、資金的な緊急事態の発生可能性を考慮すれば、上記の契約による融資は重要であり、それが受けられなくなった場合、当社グループの財務状態に影響をおよぼす可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

平田機工株式会社 本社
（熊本県熊本市北区植木町一木111番地）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。